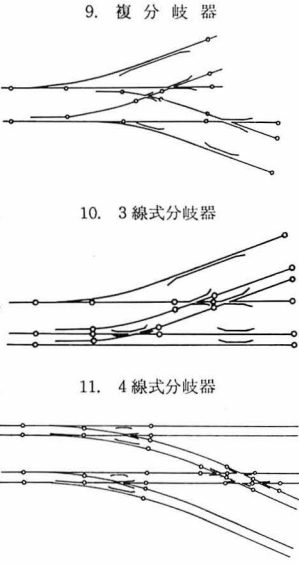


ング角を不等分に振分率 9:1, 4:1, 3:1, 7:3, 3:2, 2:1 等によって振分けてある。したがって基準線・分岐線ともに曲線である。図-6、図-7は曲線路から分岐する場合に使用する分岐器で、曲線の内側に分岐するものを内方分岐器、外側に分岐するものを外方分岐器という。図-8は3枝分岐器で、スリースローともいう。左分岐器と右分岐器を重ね合わせたもので、1つの軌道が3つの軌道に分れた形である。図-9は複分岐器であり、2つの分岐器を少しずらして重ねた形である。図-10は3線式分岐器と称せられるもので、狭軌と広軌との兼用の軌道に使用する。図-11は4線式分岐器で、広軌と狭軌の軌道中心線が一致しているものである。



なお曲線のポイントを使用した分岐器を曲線分岐器、直線のポイントを使用した分岐器を直線分岐器という。乗越ポイント、乗越クロッシングを使用した分岐器を乗越分岐器または遷移転載器(てんでてつき)という。→ポイント。

参考文献 軌道研究会編 特殊分岐器。鈴木喜雄著 鉄道分岐器。芹沢茂作著 鉄道分岐器類詳説。軌道研究会編 普通分岐器。柴田元良著 鉄道工学。(木下勝蔵)

ぶんぎきのばんすう 分岐器の番数 (英) turnout number
分岐線が基準線から分れる角度の大小を示し、分岐器に使用しているクロッシング
分岐器の番数

の番数によって示される。ただしシーサースクロッシングはそれに使用している分岐器の番数による。右表は国鉄で使用しているクロッシングの番数およびクロッシング角である。

番数	クロッシング角	番数	クロッシング角
4	14°18'	10	5°43'
5	11°26'	12	4°46'
6	9°32'	14	4°05'
(7)	8°10'	16	3°34.5'
8	7°09'	(20)	2°51.5'
9	6°22'		

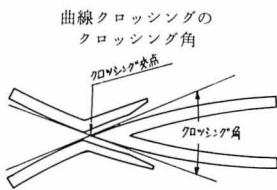
注 ()内は国鉄ではほとんど使用されていない。

8番、9番、10番、12番および14番のクロッシング角はつぎの式によって計算し、分未満を4捨5入したものである。また4番、5番、6番および7番のクロッシング角は、それぞれ8番、10番、12番および14番の2倍、16番および20番のクロッシング角は、それぞれ8番および10番の $\frac{1}{2}$ である。

$$N = \frac{1}{2} \cot \frac{\theta}{2}$$

N=クロッシングの番数 θ =クロッシング角

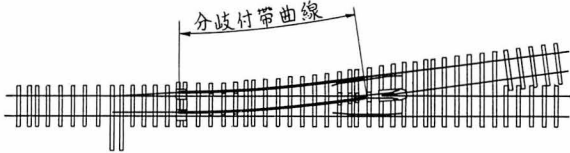
曲線クロッシングの番数に対するクロッシング角は図のように、クロッシング交点において引いた2本の接線のなす角で表わす。またクロッシング後端における基準線と分岐線の2つの接線のなす角で表わす方法もある。(木下勝蔵)



ぶんぎせん 分岐線 (英) branch line 線路の状態をいあらわす相対的に用いられる語。単独に切離してはただ分れている線路というに過ぎないが、西成線は東海道線の分岐線であるというように用いられる場合が多い。本支線両線はもちろん、本線または支線相互間でもそういういい現わし方をすることもある。(半谷哲夫)

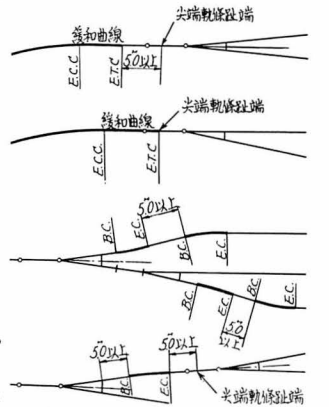
ぶんぎふたいきょくせん 分岐付帯曲線 (英) curve incidental to turnout 1つの線路が2つ以上の線路に分れることを分岐するといひ、この分岐する部分の装置を分岐器という。鉄道線路では方向を変えるのに曲線を使用するが、分岐の場合にも分岐器自体の中に曲線を入れるほか、その前後にも必要に

1. 分岐付帯曲線(分岐器内)



応じて曲線を入れている。この場合分岐器自体に入れる曲線と、その前後に入れる曲線を総称して分岐付帯曲線という。国鉄では建設規程で分岐付帯曲線半径の最小限度を定めており、列車の運転に常用する線路(本線)では甲線・乙線160m、丙線・簡易線100mとし側線(本線以外の線路)では一律に100mとなっている。

2. 分岐付帯曲線(分岐器の前後)



分岐付帯曲線が普通の曲線と構造上異なる点は、カントがついていないこと、緩和曲線を有していないこと、スラックの通減方法が異なること等である。(川崎敏規)

ぶんいにんすいとうやく 分任出納役 日本国有鉄道法上の現金出納職員であって、出納役に所属するが、これと独立して現金の出納保管を行う国鉄の会計機関をいう(日本国有鉄道会計規程第9・10条)。

したがって、分任出納役は、国鉄が国の特別会計時代における分任出納官吏に該当するものである。

分任出納役は、出納役所管内各駅区のほかに所要の現場機関に配置され、日々主として所属出納員が取扱う直収入を総括し、また直払扱の支払を行うほか、会計長から交付された収納伝票または納入に交付した支払請求書により現金を収納し、会計長から交付された支払伝票により支払を行い、これを計算整理して分任現金引継書を作成し、主管の出納役に日々の受払状況を報告するとともに、その取扱にかかる受払残金を引継ぐものである。その引継方法には、

(1) 現金を列車等により現送する場合

(2) 現金をもよりの銀行等の金融機関に開設した自己名義の預金口座に一時預け入れ、一定期間内に引き出し、主管の出納役が開設している銀行等の金融機関の預金口座に振り込む場合、との2つの方法があり、地方事情によってそれぞれこれに適した方法を採用しているが、後者の場合の方が安全かつ確実なので、一般には銀行利用の方法がとられている。また、分任出納